

久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザル審査評価基準

1. 評価方法

本委託業務のプロポーザル参加事業者を総合的に審査評価するために、久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務受託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査を行う。

(1) 審査項目の配点（最高評価点）

審査項目については、団体概要、業務受託実績等を審査評価する全体審査と企画提案書内容を審査評価する個別審査とで構成し、全体審査で2項目（①～②）、個別審査で9項目（③ア～ケ.）、及び見積額評価（④）の12項目を設定して行う。

全体審査では、主に社会的信頼性・安定性・安全性・経済性、業務実績等を、個別審査では、主に企画提案書の項目について、識見のレベル、的確性・安定性・企画創造力、管理能力、配置体制の妥当性、提案内容の根拠及び対応能力等を基準として行う。

審査項目の配点（最高評価点）については、審査評価内容の重要度や業務量等を考慮し、次のとおりとする。

| 番号 | 審査項目 | 審査方式 | 最高評価点 | 評価割合 | 総合評価 |
|-------------------|---------------------------|------|-------|------|------|
| ① | 法人・団体の評価 | 全体審査 | 12点 | 12% | |
| ② | 浄水場運転管理業務受託実績評価 | | 16点 | 16% | |
| 小 計 | | | 28点 | 28% | |
| ③ | ア. 運転管理業務の基本方針 | 個別審査 | 5点 | 5% | |
| | イ. 自社の技術及び支援体制 | | 5点 | 5% | |
| | ウ. 危機管理対策 | | 5点 | 5% | |
| | エ. 運転管理体制（引継ぎ期間を含む） | | 4点 | 4% | |
| | オ. 人材確保及び研修 | | 5点 | 5% | |
| | カ. 浄水施設の保守管理 | | 4点 | 4% | |
| | キ. 浄水処理の基本となる水質管理の考え方 | | 5点 | 5% | |
| | ク. 業務の評価、創意工夫、企画提案、効率化の方策 | | 5点 | 5% | |
| | ケ. 安全衛生管理体制 | | 4点 | 4% | |
| 企 画 提 案 書 評 価 小 計 | | | 42点 | 42% | |
| ④ | 見積額評価 | | 30点 | 30% | |
| 評価点合計 | | | 100点 | 100% | |

(2) 全体審査

審査委員会で、団体概要及び業務受託実績等について審査評価する。
評価は、項目ごとに設定された得点の合計点を評価点とする。

① 法人・団体の評価

法人・団体の評価については、参加事業者から提出される団体概要（様式－５）と決算関係書類（直近の貸借対照表及び損益計算書又は決算書）で行う。

将来にわたり安定して業務を的確に行い得る経営基盤があるかについて審査評価するため、次の１～３の項目を設け、項目ごとに設定された得点により評価する。３項目（１～３）の合計点を評価点とする。

- ・ １団体当りの最高評価点 １２点（１～３の合計）

１. 営業成績（投資した総資本の効率）

| | 総資本経常利益率 | 得点 |
|---|-----------|----|
| １ | １０％以上 | ４点 |
| ２ | ５％以上１０％未満 | ３点 |
| ３ | ５％未満 | ２点 |

２. 財務状態（安全性：貸借対照表より）

| | 自己資本比率 | 得点 |
|---|------------|----|
| １ | ５０％以上 | ４点 |
| ２ | ３０％以上５０％未満 | ３点 |
| ３ | ３０％未満 | ２点 |

３. 経営成績（収益性：損益計算書より）

| | 収益性 | 得点 |
|---|----------|----|
| １ | ２年純利益の場合 | ４点 |
| ２ | １年純利益の場合 | ２点 |
| ３ | その他の場合 | ０点 |

② 浄水場運転管理業務受託実績評価

浄水場運転管理業務受託実績評価については、参加事業者から提出される浄水場運転管理業務受託実績で行う。他の事業体での受託実績による豊富な経験及びノウハウの蓄積等について審査評価するため、運転管理業務を受託している主要な事業体について、公称施設能力に応じた得点により評価する。

- ・ １団体当りの最高評価点 １６点

| | 公称施設能力m ³ /日 | 15万m ³ /日以上 単数 | 15万m ³ /日以上 複数 | 10万m ³ /日以上 単数 | 10万m ³ /日以上 複数 | 5万m ³ /日以上 単数 | 5万m ³ /日以上 複数 |
|---|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 | 実績1件が15万m ³ /日以上がある | 9点 | +3点 | +1点 | +1点 | +1点 | +1点 |
| 2 | 実績1件が10万m ³ /日以上がある | — | — | 7点 | +3点 | +1点 | +1点 |
| 3 | 実績1件が5万m ³ /日以上がある | — | — | — | — | 6点 | +3点 |

(例1：15万m³/日以上の実績1件、10万m³/日以上の実績2件の場合、11点(9点+1点+1点))

(例2：10万m³/日以上の実績3件、5万m³/日以上の実績1件の場合、

12点(7点+3点+1点+1点)) ※10万m³/日以上が複数、5万m³/日以上が複数で算出)

(例3：5万m³/日以上の実績3件の場合、9点(6点+3点) ※5万m³/日が複数で算出)

(3) 個別審査

③ 企画提案書評価

1) 審査委員会で、参加事業者が提出した企画提案書のア.～ケ.について審査評価する。

評価は、項目ごとに設定された得点の合計点を評価点とする。

・1団体当りの最高評価点 42点(ア.～ケ.の9項目の最高評価点の合計)

2) 企画提案書の得点化方法

審査項目について、審査上の着目点を参考にa b c d eの5段階にて評価したものについて、以下に示す「企画提案書の得点化方法」により得点(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで)を付与する。

企画提案書の得点化方法

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|------------------------------|------------|
| a | 当該審査項目について、特に秀でて優れている | 最高評価点×1.00 |
| b | 当該審査項目について、秀でて優れている | 最高評価点×0.75 |
| c | 当該審査項目について、優れている | 最高評価点×0.50 |
| d | 当該審査項目について、要求を満足しているがやや物足りない | 最高評価点×0.25 |
| e | 当該審査項目について、要求を満足しているが物足りない | 最高評価点×0.00 |

※ 審査上の着目点

| 審査項目（小項目別） | 最高評価点 | 提案のポイント |
|---------------------------|-------|---|
| ア. 運転管理業務の基本方針 | 5点 | 安全、安定供給のためにどこに重点を置いているか、理念、方針、目標が明確に示されて、その実現のための方策は的確であるか。 |
| イ. 自社の技術及び支援体制 | 5点 | 運転管理技術、保守管理の技術、不測の事態への支援体制、必要な資格取得者の数は適切であるか。 |
| ウ. 危機管理対策 | 5点 | 安全管理への計画、事故防止策、水質事故、異常時対応、災害時の連絡体制等が整備されているか。新型病原菌やテロ等への対策も整備されているか。 |
| エ. 運転管理体制（引継ぎ期間を含む） | 4点 | 令和2年1月1日から3月31日の3ヶ月を引継ぎ業務期間として、令和2年4月1日からの業務開始にむけて、スムーズに移行できる内容であるか。業務開始からの運転管理体制の構築について、ローテーションの組み方、総括責任者の配置は必須としその任務、要員数等が適切であるか。 |
| オ. 人材確保及び研修 | 5点 | 新規採用者に地元雇用計画があるか、教育研修プログラムの充実度、技術・技能・知識習得のシステムがあるか。 |
| カ. 浄水施設の保守管理 | 4点 | 運転管理者としての保守点検の考え方、保守対応方法、故障対応能力の水準は適切であるか。 |
| キ. 浄水処理の基本となる水質管理の考え方 | 5点 | 水質基準項目と水質管理目標設定項目への考え方、浄水処理の水質管理に対する姿勢・取組みは適切であるか。 |
| ク. 業務の評価、創意工夫、企画提案、効率化の方策 | 5点 | 受託業務に対する内部評価方法とその活かし方、創意工夫、企画提案、久留米市企業局とのコミュニケーション、効率化への方策は的確であるか。 |
| ケ. 安全衛生管理体制 | 4点 | 労働基準法、労働安全衛生法への対応、水道法をはじめとする衛生管理、健康管理への取組みは的確であるか。 |

(4) 見積額評価

④ 見積額評価

審査委員会で、参加事業者から提出された価格提案書（様式－7）について行う。

価格提案書に記載してある見積合計額（消費税及び地方消費税抜き）により審査評価する。

ア. 予定価格（消費税及び地方消費税抜き）については、参加事業者を実施説明書にて周知する。予定価格を超えた場合は失格とする。

イ. 最低制限価格（消費税及び地方消費税抜き）を設定する。最低制限価格を下回った場合は失格とする。

ウ. 見積額評価点は、下記の算出式とおりにする。

見積額評価点

$$= 30 \text{点} \times (\text{参加事業者中の最低見積額} / \text{当該参加事業者の見積額})^2$$

※ 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで

3. 総合評価の結果

総合評価の結果については、別表の総合評価表により集計する。評価点合計の高い参加事業者から順位を決定する。評価点合計が同点の場合は、④見積額評価が高い参加事業者を上位とする。

④見積額評価も同点の場合は、くじ引きによって決定する。

附則

（施行期日）

1. この基準は、平成26年8月20日から施行する。

附則

（施行期日）

1. この基準は、令和元年10月15日から施行する。

別表

総合評価表

| 番号 | 審査項目 | 最高 評価点 | 評価点 | | | |
|-------|------------------------------|-----------|-----|---|---|---|
| | | | A | B | C | D |
| ① | 法人・団体の評価 | 12点 | | | | |
| ② | 運転管理業務受託実績評価 | 16点 | | | | |
| 小計 | | 28点 | | | | |
| ③ | ア 運転管理業務の基本方針 | 5点 | | | | |
| | イ 自社の技術及び支援体制 | 5点 | | | | |
| | ウ 危機管理対策 | 5点 | | | | |
| | エ 運転管理体制 (引継ぎ期間を含む) | 4点 | | | | |
| | オ 人材確保及び研修 | 5点 | | | | |
| | カ 浄水施設の保守管理 | 4点 | | | | |
| | キ 浄水処理の基本となる 水質管理の考え方 | 5点 | | | | |
| | ク 業務の評価、創意工夫、 企画提案、効率化の方策 | 5点 | | | | |
| | ケ 安全衛生管理体制 | 4点 | | | | |
| | 技術提案書評価小計 | | 42点 | | | |
| ④ | 見積額評価 | 30点 | | | | |
| 評価点合計 | | 100点 | | | | |
| 評価点順位 | | | | | | |